

神奈川県立地球市民かながわプラザ  
指定管理者外部評価委員会  
評価報告書

令和2年5月

## 1 委員会委員（◎は座長）

委員名	職業等	委員区分
◎長坂 寿久	(一財) 国際貿易投資研究所客員研究員、元拓殖大学国際学部教授	学識経験者
伊能 秀明	元明治大学調査役、法学博士	施設運営経験者
江田 寛	公認会計士 (横浜みなと会計事務所)	経理識見者
櫻井 弘子	特定非営利活動法人かながわ難民定住援助協会 会長	事業精通者
南部 礼子	横浜市立東戸塚小学校 校長	施設利用代表者
松本 陽子	特定社会保険労務士	社会保険労務

## 2 スケジュール

令和元年10月31日	第1回委員会開催 (選定基準について議論)		
令和2年1月22日	募集要項配布		
令和2年1月22日	質問の受付		
令和2年2月7日	募集説明会	参加団体	1団体
令和2年3月18日	募集受付終了	応募団体	1団体
令和2年4月14日～5月7日	第2回委員会開催 (書面による協議・評価)		

## 3 評価の実施方法

### (1) 会議の公開・非公開について

当初は面接部分については公開、評価部分のみ非公開とする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点から全行程が書面による評価となったため、非公開で開催した。

### (2) 書類審査、プレゼンテーション（ヒアリング）等の方法について

国際文化観光局国際課において、県内事務所の現地確認などの資格審査及び申請内容の確認を行うとともに、申請書類一式を外部評価委員に事前送付した。

申請書類をもとに各委員より書面による質疑応答を行った。

### (3) 外部評価委員会の得点の決定方法

選定基準に基づき各委員による仮採点を行った後、採点結果と考え方のポイントを共有した。点数の格差が2点差以上ある場合は委員間での協議により点数を調整することとしていたが、2点差以上差があった評価項目はなかった。仮採点結果の各委員での修正後、各委員の採点結果を決定し、その平均値を委員会としての評価点とした。

## 4 選定基準

### 神奈川県立地球市民かながわプラザ第4期指定管理者選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準	評価の対象とする事業計画書の該当箇所	
I サービスの向上 (25)	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注)委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す。以下同じ。</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第1号、第3号、第7号</li> <li>○規則第3条第2号</li> </ul>	事業計画書I-1	
		2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第3号、第4号、第7号</li> <li>○規則第3条第1号</li> </ul>	事業計画書I-2
	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	サービス向上及び利用促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等</li> <li>○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> <li>○障がい者への配慮(手話言語条例への対応など)</li> <li>○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等</li> <li>○利用料金の設定、減免の考え方</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第1号、第4号、第7号</li> <li>○規則第3条第2号</li> </ul>	事業計画書I-3-(1)、(2)	
			施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国際社会で活躍できる人材の育成、地球市民学習の推進のための各種企画の充実</li> <li>○非核・平和意識の普及を促進するための各種企画の充実</li> </ul>	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 10</li> <li>② 10</li> <li>③ 5</li> </ul>	事業計画書I-3-(3)
			①学習センター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実</li> </ul>			
			②情報・相談センター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実</li> </ul>			
	③サポート・ネットワーク事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の国際活動の支援のためのNGO、NPO等によるネットワークづくりの支援の充実</li> </ul>					
	4 事故防止等安全管理	日常の安全管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>○事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> <li>○急病人等が生じた場合の対応・救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第3号、第7号</li> <li>○規則第3条第1号</li> </ul>	事業計画書I-4	
	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	施設運営に当たった地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域人材の活用、地域との協働体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第7号</li> <li>○規則第3条第2号</li> </ul>	事業計画書I-5-(1)	
		業務委託を行う場合の地域企業への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</li> </ul>			事業計画書I-5-(2)	
II 管理経費の節減等 (25)	1 節減努力等 ※1	節減努力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 × 25 提案額(積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額)</li> </ul> <p>注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。</p>	25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第5号、第7号</li> <li>○規則第3条第2号</li> </ul>	事業計画書II-1	
III 団体の業務遂行能力 (25)	1 人的な能力、執行体制	人員配置・人材育成等の執行体制、業務委託を行う場合のチェック体制、労働環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第3号、第4号、第5号、第7号</li> <li>○規則第3条第1号</li> </ul>	事業計画書III-1	
		2 財政的な能力	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5	○条例第5条第5号	事業計画書III-2
	3 コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)</li> </ul>	5	○条例第5条第3号	事業計画書III-3	
		環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> </ul>				
		障がい者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績</li> <li>○障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>○手話言語条例への対応</li> </ul>				
		社会貢献等への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs(持続可能な開発目標)への取組</li> </ul>				
	4 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	5	○条例第5条第3号	事業計画書III-4	
	5 これまでの実績	類似施設での実績等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>○県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○条例第5条第3号、第4号、第6号</li> </ul>	事業計画書III-5	

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。  
積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。  
なお、申請書類に虚偽の記載があったことが判明したときは選外とし、指定管理者候補として選定しません。

## 5 評価結果

申請者は1団体のみであったため、当該申請者の提案内容が県の求める水準を満たしているかを確認するための評価を行うこととした。

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果は次のとおりであった。

順位 (※)	団体名 (所在地)	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	経費の節減	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人青年海外協力協会 (長野県駒ヶ根市)	40	25	18.4	83.4

## 6 提案概要及び評価の内容

提案者	公益社団法人青年海外協力協会
-----	----------------

### (1) 提案の概要

(利用者サービスの向上について)

- 1 総合的な運営方針は、「かながわ国際施策推進指針」を念頭に、プラザの使命を最大限尊重し地域と連携しながら、外国人と日本人が「困った」を共に解決する多文化共生事業を推進し、次期指定管理期間中に利用者数50万人突破を目指す。
- 2 全国で展開する「地方創生 生涯活躍のまちづくり」に青年海外協力隊の帰国隊員を活用した「ごちゃまぜ事業」を活かし「かながわ版ごちゃまぜ事業」を推進する。
- 3 企画展等は幼児から小学校低学年生に理解しやすい形態としながら、その内容は地球規模の課題や国際協力、国際理解、多文化共生など大人も関心を持って参加できるものとする。保育室の無料開放などを通じ子育て支援が必要な層の来館増を目指す。
- 4 障がい者等への配慮として、様々な人々と交流しつながりを持って支え合うコミュニティを形成し、SDGsにもつながる誰もが活躍できる地域社会をつくるため、障がいの有無や年齢に関係なく問題解決する「ごちゃまぜ」を地域に根付かせていく。
- 5 第20回となったカナガワビエンナーレ国際児童画展ではスリランカの子どもたちの渡航費用をクラウドファンディングで募り来日を実現した。今後も子どもたちの夢や目標を力強く後押しできる国際児童画展にしていく。
- 6 さらに利用者増を目的に、スタンプカードの導入を検討するなどリピーターの獲得を目指す。
- 7 学習センター事業では、「ハンズオン」「オープンエンド」という展示手法により見る、触る、着る、鳴らす、つくる、考えるなどの体験を交え、子どもたち地球市民としての意識を育む展示を行う。
- 8 映像ホール事業では、幅広い年代の来館のきっかけになるよう話題作の上映を行うほか、貸出施設でもあることから地域での様々な活用に努める。また映画館での上映システムであるDCPでの上映をトライアルで実施し、新たな参加者の獲得につながるか検証する。
- 9 情報・相談センター事業では、外国人の相談窓口の連携強化、翻訳機の配置などによる多言語での支援を強化する。

(管理経費の節減等について)

経費の積算については、県の積算額（5年総額：1,499,805千円）に対し1,470,245千円（△29,560千円。節減率1.9%）とする。

(団体の業務遂行能力について)

- 1 個人情報保護を重要な経営課題と位置づけ、2019年4月にプライバシーマークの認定を受けており、扱う個人情報の件数は毎月チェックし、職員の研修等により意識向上と事故防止に努めている。
- 2 類似業務の実績としてはJICA地球ひろば、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター、浦安市国際センターにおける事業を実施している。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	中項目	小項目	配点	各委員による採点結果						委員会としての評価点		
				A	B	C	D	E	F			
I (50) サービスの向上	1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	5	4	4	4	4	4	5	4.2	
	2	施設の維持管理	施設及び設備の維持管理の実施方針	5	4	4	4	4	4	4	4.0	
	3	利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	サービス向上及び利用促進に向けた取組		5	4	4	4	4	4	4	4.0
			施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施		25	19	20	20	20	20	20	19.8
			①学習センター事業の実施	①	10	8	8	8	8	8	8	8.0
			②情報・相談センター事業の実施	②	10	8	8	8	8	8	8	8.0
			③サポート・ネットワーク事業の実施	③	5	3	4	4	4	4	4	3.8
4	事故防止等安全管理	日常の安全管理及び緊急時の対応	5	4	4	4	4	4	4	4.0		
5	地域と連携した魅力ある施設づくり	施設運営に当たっての地域との連携 業務委託を行う場合の地域企業への配慮	5	4	4	4	4	4	4	4.0		
II (25) 管理経費の節	1	節減努力等 ※1	節減努力等	25	25	25	25	25	25	25	25.0	
III (25) 団体の業務遂行能力	1	人的な能力、執行体制	人員配置・人材育成等の執行体制、業務委託を行う場合のチェック体制、労働環境の確保	5	4	4	4	3	4	4	3.8	
	2	財政的な能力	財務状況	5	3	3	3	3	3	3	3.0	
	3	コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備等		5	4	4	4	3	4	4	3.8
			環境への配慮									
			障がい者への配慮 社会貢献等への考え方									
4	事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	5	4	4	4	3	4	4	3.8		
5	これまでの実績	類似施設での実績等	5	4	4	4	4	4	4	4	4.0	
合計				100	83	84	84	81	84	85	83.4	

### (3) 評価講評

3期目のため求める水準についての理解度等は深まっており、事業計画等提案内容は、総合的に県が求める水準を上回っているものと評価できる。なお、今後の取組への課題／期待として、以下の点などが外部評価委員会ではとくに指摘された。

- ・多文化理解の促進など「多文化共生」関連事業への取組をとくに積極的に推進していく姿勢は大いに期待する。同時にとくに外国人相談窓口等での対応には専門性の高さもしっかり志向いただくようお願い。
- ・利用者数の増加では着実な成果をあげているが、年齢層別で中学生・高校生・大学生の若い世代の利用者数が極端に少ない点には重点的な改革を期待したい。例えば、学校への出前講座、出張相談の開催、NPO等との一層のネットワーク構築への取組など。
- ・施設の認知度が期待されるものよりも依然低いように感じられる。広報・PRについてもさらに戦略性をもって積極的に取り組んでほしい。例えば、より一層のSNS活用、WEB上でのアンケート実施（ニーズ把握）、統計・実績の「見える化」などのみならず、プラザのイメージ構築（例えば、SDGsあるいは多文化共生の「教育・情報・交流センター」的な）広報、さらに地域との連携強化など。
- ・老朽化した施設・備品（展示を含む）の修理・更新に対応できるよう、長期的な調整にも努めてほしい。
- ・組織運営について、これまで事故発生等大きな問題発生がないことは高く評価したい。利用者の安心・安全へのきめ細かい取組を今後とも大切にしていきたい。また、雇用の安定性や継続性の一層の向上へ努力いただきたい。なお、規程には長く改訂されていないものも見受けられ、今後の法改正や社会環境変化に対応できるよう、適宜見直を期待したい。例えば、ハラスメントや労務トラブルなど紛争防止に向けても、もう少し積極的な取り組みが望まれる。社外相談窓口の設置やハラスメント研修の実施なども検討すべきであろう。個人情報保護は大変重要であり、全職員の年1回チェックテストはもっと回数が多くてもよい。定期的な研修および研修後のアンケートや小テストの実施による理解度の把握なども行えるとさらに良いと考えられる。

## 7 議事概要（主要論点）

採点の高い委員と低い委員で2段階以上の開きがある審査項目はなかったが、委員の仮採点結果と意見を共有した結果、次の項目について点数の修正があった。

<審査項目「施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施」についての審査過程>

(F委員) ①学習センター事業の実施を6点、③サポート・ネットワーク事業の実施を5点と評価したが、①8点、②4点に改める。①について辛口の点数をつけてしまったが、もともとノウハウを活かした事業であるとして全体的には評価しており、他委員の仮採点結果を受けて8点としたい。③については、さらなる工夫、提案を期待したいと考えており、満点の5点から4点としたい。

<審査項目「これまでの実績」についての審査過程>

(A委員) これまでの取組は基本的には着実と思われるため5点としたが、取り残したのものもある(完璧ではない)という意味で、4点に修正する。